

令和7年度 固定資産税（償却資産）の申告について

香川県観音寺市

平素は市税行政につきまして、格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、償却資産の所有者は地方税法第383条（固定資産の申告）の規定により、毎年1月1日時点で所有しており、かつ、事業の用に供することができる資産を期限内に申告していただくことになっております。

つきましては、次の要領により申告書を作成のうえ、期限内に必ず提出してください。

提出期限 令和7年1月31日（金）（事務処理の都合上なるべく
1月17日（金）までに提出してください。）

提出書類

1 前年度に償却資産申告書を提出された方

- 償却資産申告書（償却資産課税台帳）
- 種類別明細書（増加資産・全資産用）
- 種類別明細書（減少資産用）

※ 資産の増減がない場合は、償却資産申告書の備考欄に「異動なし」と記入して、償却資産申告書のみ提出してください。

2 新たに償却資産申告書を提出される方

- 償却資産申告書（償却資産課税台帳）
- 種類別明細書（増加資産・全資産用）

提出先・問合せ先

香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号（〒768-8601）
観音寺市 総務部 税務課 資産税係
TEL 0875-23-3922 FAX 0875-25-5900

※ 大野原支所、豊浜支所でも受け付けていますので、最寄りの窓口へ提出してください。

1 償却資産の範囲

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもの（これに類する資産であり法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む。）をいいます。ただし、自動車税及び軽自動車税の対象となるものは除きます。

《償却資産の例示》

種 類	資 産 具 体 例
第 1 種 構 築 物	<small>けいはん</small> 畦畔、舗装路面、外溝、緑化施設、フェンス、看板、煙突、橋、門、水槽、打込井戸、 広告宣伝塔、栈橋、ドック、軌条、その他土地に定着する土木設備等
	建 物 附 属 設 備 固定資産税において、造作設備及び建物附属設備等は、通常は家屋に含めて 評価しますが、次のような設備は償却資産として取り扱います。 1 建物所有者以外の者が施工した事業用造作及び建物附属設備等 2 建物所有者が施工した次のような設備等 (1) 生産事業の工程上必要な設備等（工場における動力用電気設備、製品 の冷却用設備、給排水設備、加熱用ガス設備、ボイラー設備等） (2) 建物から独立した設備等（ネオン広告塔設備、屋上看板、スポットラ イト、外灯等） (3) 受変電設備（キュービクル）、予備電源設備（蓄電池）等
第 2 種 機 械 及 び 装 置	電気・化学・土木・建設・印刷・食品・医療用等各機械、その他物品の製造・修理に 使用する機械装置等、冷暖房用の附属機械、運搬設備（コンベアー等）、ホイス ト・クレーン等の揚重機、太陽光発電設備、管理機、肥料散布機、レタス包装機、動噴等
第 3 種 船 舶	モーターボート、貸ヨット、貸ボート、汽船、曳船等
第 4 種 航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
第 5 種 車 両 及 び 運 搬 具	大型特殊自動車（ナンバープレート分類番号が「0、00 から 09 及び 000 から 099」 「9、90 から 99 及び 900 から 999」の車両）、自転車、リヤカー、荷車、構内運搬具 台車等 ※自動車税、軽自動車税の課税客体となっている車両は申告の対象外です。
第 6 種 工 具 、 器 具 及 び 備 品	机、椅子、ロッカー、金庫、パソコン、レジスター、放送設備、エアコン、テレビ、 ラジオ、冷蔵庫、応接セット、陳列ケース、ネオン管、その他業務用の什器備品類、 測定工具、取付工具、切削工具、雑工具等

2 記載上注意が必要な資産について

次にあげる資産は、いずれも申告が必要となりますので、ご注意ください。

- (1) 企業会計上、建設仮勘定で経理されている資産であっても、その一部又は全部が賦課期日（1月1日）現在において事業の用に供されている資産。
- (2) 耐用年数を経過した資産で、法定の減価償却が終わって、帳簿上残存価格のみ計上されている資産であっても、賦課期日（1月1日）現在において事業の用に供することができる状態にある資産。
- (3) 遊休又は未稼働資産であっても、賦課期日（1月1日）現在において事業の用に供することができる状態にある資産。
- (4) 事業を行わない者が所有し、他へ事業用として貸付けているリース資産。
- (5) 改良費（新たな資産の取得とみなして本体と区分して取り扱います。）。なお、種類別明細書の資産の名称欄に「〇〇〇の改良」と従来所有の資産への資本的支出が判明できるように記入してください。
- (6) 耐用年数が1年未満の資産又は取得価額が20万円未満の資産であっても、個別に減価償却をしている資産（ただし、法人税法又は所得税法の規定においてその資産の取得に要した経費の全部が「一括償却」の対象とされたものは課税客体となりません。）。
- (7) 租税特別措置法の規定により即時償却等をしている資産。

3 償却資産申告書並びに種類別明細書の書き方について

8頁から11頁までの記載例を参照し、令和7年1月1日現在の資産を記入してください。

(1) 前年度申告された方

令和6年1月2日から令和7年1月1日までに増加した資産（又は申告もれ資産）及び減少した資産を記入してください。

(2) はじめて申告される方

令和7年1月1日現在所有の資産を記入してください。

(3) 資産の増減のない方

償却資産申告書の備考欄に「**異動なし**」と記入してください。

(4) 価額の算出方法

(イ) 前年中(令和6年)に取得した資産…取得価額× ㉑

(ロ) 前年前(令和5年以前)に取得した資産…前年度評価額× ㉒

(ハ) 前年前に取得した償却資産で新たに課税されるもの…取得価額× ㉑ × ㉒^{n-1}

(注) 1 ㉑ 及び ㉒ は減価残存率表の耐用年数に応じた減価残存率をいいます。

12頁を参照してください。

2 n は当該償却資産を取得した日から前年までの経過年数をいいます。

「令和7年度 償却資産種類別明細書（資料用）」について

「令和7年度 償却資産種類別明細書(資料用)」では令和6年度に申告された償却資産を定率法で減価し、令和7年度の評価額を計算しています。

また、評価額が取得価額の5%以下になる場合には、取得価額の5%に相当する額としています。

なお、定額法によって申告された方は、すべて定率法に換算しています。

4 課税標準の特例適用を受ける資産を所有する方

地方税法第 349 条の 3 又は同法附則第 15 条等に規定する資産を取得した場合は、課税標準の特例適用を受けることができます。詳しくは税務課資産税係までお問い合わせください。

課税標準の特例対象となる償却資産の例

適用条項	固定資産の種類	特例率
地方税法 349 の 3 (3)	農業協同組合、中小企業等協同組合等が取得した共同利用に供する機械及び装置 ※政府の補助金、交付金、貸付等を受けたことが確認できる書類の写しを添付してください。	最初の3年度分 課税標準額を 1/2
地方税法 349 の 3 (5)	内航船舶（もっぱら遊覧の用に供する船舶、快遊船、遊漁船などは除く）	課税標準額を 1/2
地方税法 349 の 3 (29)	事業所内保育事業の認可を得た者が直接当該事業（利用定員が 5 人以下であるものに限る。）の用に供する償却資産 ※特例の対象となる資産が事業所内保育事業の用に供されていることが確認できる書類の写しを添付してください。	課税標準額を 1/2
地方税法 附則 15 (2)	公共の危害防止施設又は設備 一 水質汚濁防止法に規定する汚水又は廃液の処理施設 二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定するごみ処理施設 三 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する一般廃棄物の最終処分場 四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する産業廃棄物処理施設 五 下水道法に規定する公共下水道を使用する者が設置した除害施設	課税標準額を 1/2 課税標準額を 1/2 課税標準額を 2/3 課税標準額を 1/3 課税標準額を 4/5
地方税法 附則 15 (25)	特定太陽光発電設備（固定価格買取制度の認定を受けておらず、再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得した発電設備が対象。） ※令和 6 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日取得分が対象。 ※下記①・②の書類の写しを添付してください。 ① 再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書 ② 発電出力が確認できる書類	最初の3年度分 【1000kW未満】 課税標準額を 2/3 【1000kW以上】 課税標準額を 3/4

適用条項	固定資産の種類	特例率																	
地方税法 附則 15(44)	<p>中小事業者等(資本金・出資金1億円以下の法人、常時使用する従業員が1000人以下の法人または個人)が<u>中小企業等経営強化法</u>に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得した先端設備等</p> <p>※次の要件を満たすものが対象</p> <table border="1" data-bbox="304 398 1198 875"> <thead> <tr> <th data-bbox="304 398 472 459">設備の種類</th> <th data-bbox="472 398 639 459">性能要件等</th> <th data-bbox="639 398 778 459">最低価額</th> <th data-bbox="778 398 1198 459">その他要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="304 459 472 555">機械装置</td> <td data-bbox="472 459 639 875" rowspan="4"> 投資利益率が5%以上となるために必要不可欠なもの </td> <td data-bbox="639 459 778 555">160万円</td> <td data-bbox="778 459 1198 555">1 生産、販売活動等の用に直接供されるもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="304 555 472 651">工具</td> <td data-bbox="639 555 778 651">30万円</td> <td data-bbox="778 555 1198 651">2 中古資産ではないもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="304 651 472 748">器具・備品</td> <td data-bbox="639 651 778 748">30万円</td> <td data-bbox="778 651 1198 748">3 先端設備等導入計画に記載されているもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="304 748 472 875">建物附属設備</td> <td data-bbox="639 748 778 875">60万円</td> <td data-bbox="778 748 1198 875">4 先端設備等導入計画の認定後に取得したもの 5 適用期間内 (R5.4.1~R7.3.31) に取得したもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>※下記①～⑤の書類の写しを添付してください。</p> <p>① 先端設備等導入計画に係る申請書</p> <p>② 先端設備等導入計画に係る認定書</p> <p>③ 先端設備等導入計画に関する確認書</p> <p>④ 先端設備等に係る投資計画に関する確認書</p> <p>⑤ 従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面（賃上げ方針を表明した場合のみ）</p> <p>リース会社が申告する場合は、併せて</p> <p>1. リース契約書</p> <p>2. 固定資産税軽減計算書</p>	設備の種類	性能要件等	最低価額	その他要件	機械装置	投資利益率が5%以上となるために必要不可欠なもの	160万円	1 生産、販売活動等の用に直接供されるもの	工具	30万円	2 中古資産ではないもの	器具・備品	30万円	3 先端設備等導入計画に記載されているもの	建物附属設備	60万円	4 先端設備等導入計画の認定後に取得したもの 5 適用期間内 (R5.4.1~R7.3.31) に取得したもの	最初の3年度分 課税標準額を1/2 ※1
設備の種類	性能要件等	最低価額	その他要件																
機械装置	投資利益率が5%以上となるために必要不可欠なもの	160万円	1 生産、販売活動等の用に直接供されるもの																
工具		30万円	2 中古資産ではないもの																
器具・備品		30万円	3 先端設備等導入計画に記載されているもの																
建物附属設備		60万円	4 先端設備等導入計画の認定後に取得したもの 5 適用期間内 (R5.4.1~R7.3.31) に取得したもの																

※1…賃上げ方針を計画内に位置付けて従業員に表明した場合は、以下の期間に限り、課税標準額を1/3に軽減。

- ・令和5年4月1日から令和6年3月31日までに取得した設備：5年間
- ・令和6年4月1日から令和7年3月31日までに取得した設備：4年間

次頁では既に旧法となっている先端設備等に関する特例を掲載しております。

適用条項	固定資産の種類	特例率																											
(旧) 地方税法 附則 64 条	<p>中小企業者等(資本金・出資金1億円以下の法人、常時使用する従業員が1000人以下の法人または個人)が中小企業等経営強化法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得した先端設備等</p> <p>※次の要件を満たすものが対象</p> <table border="1" data-bbox="322 387 1214 1008"> <thead> <tr> <th>設備の種類</th> <th>性能要件等</th> <th>販売開始</th> <th>最低価額</th> <th>その他要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置</td> <td rowspan="5">旧モデル比で生産性が年1%以上向上するもの</td> <td>10年以内</td> <td>160万円</td> <td rowspan="5">1 生産、販売活動等の用に直接供されるもの 2 中古資産ではないもの 3 先端設備等導入計画に記載されているもの 4 先端設備等導入計画の認定後に取得したもの 5 適用期間内 (R3.4.1～R5.3.31) に取得したもの</td> </tr> <tr> <td>工具</td> <td>5年以内</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>器具・備品</td> <td>6年以内</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>建物附属設備</td> <td>14年以内</td> <td>60万円</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>14年以内</td> <td>120万</td> </tr> <tr> <td>事業用家屋</td> <td>設置される先端設備の取得価格が300万円以上であること</td> <td>新築</td> <td>120万</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※下記①～③の書類の写しを添付してください。</p> <p>① 先端設備等導入計画に係る認定申請書</p> <p>② 先端設備等導入計画に係る認定書</p> <p>③ 工業会の証明書</p> <p>リース会社が申告する場合は、併せて</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. リース契約書 2. 固定資産税軽減計算書 	設備の種類	性能要件等	販売開始	最低価額	その他要件	機械装置	旧モデル比で生産性が年1%以上向上するもの	10年以内	160万円	1 生産、販売活動等の用に直接供されるもの 2 中古資産ではないもの 3 先端設備等導入計画に記載されているもの 4 先端設備等導入計画の認定後に取得したもの 5 適用期間内 (R3.4.1 ～ R5.3.31) に取得したもの	工具	5年以内	30万円	器具・備品	6年以内	30万円	建物附属設備	14年以内	60万円	構築物	14年以内	120万	事業用家屋	設置される先端設備の取得価格が300万円以上であること	新築	120万		最初の3年度分0
設備の種類	性能要件等	販売開始	最低価額	その他要件																									
機械装置	旧モデル比で生産性が年1%以上向上するもの	10年以内	160万円	1 生産、販売活動等の用に直接供されるもの 2 中古資産ではないもの 3 先端設備等導入計画に記載されているもの 4 先端設備等導入計画の認定後に取得したもの 5 適用期間内 (R3.4.1 ～ R5.3.31) に取得したもの																									
工具		5年以内	30万円																										
器具・備品		6年以内	30万円																										
建物附属設備		14年以内	60万円																										
構築物		14年以内	120万																										
事業用家屋	設置される先端設備の取得価格が300万円以上であること	新築	120万																										

※現在施行中の特例制度は、この手引き内に掲載しているものがすべてではありません。

※税制改正により、対象資産又は適用期間等が変更されることがあります。

5 その他

(1) 課税標準及び税率

課税標準額は、毎年1月1日現在における償却資産の価額で、償却資産課税台帳に登録されたものです。税率は1.4%です。

(2) 免税点

本市の区域内に同一人が所有する償却資産の課税標準額の合計が150万円に満たない場合は、固定資産税は課税されません。

(3) 課税台帳の閲覧

償却資産の価格を決定し、固定資産課税台帳に登録した後、4月1日から閲覧に供します。この価格に不服のある方は、固定資産課税台帳に登録された旨を市長が公示した日から納税通知書の交付を受けた日後3ヶ月までの間に、文書をもって固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができます。

(4) 廃業、解散又は該当資産のない場合

償却資産申告書の備考欄にその旨を記載して、提出してください。

(5) 申告をしなかった場合又は虚偽の申告をした場合

正当な事由なく申告をしなかった方は、地方税法第386条及び市税条例第75条の規定により、10万円以下の過料が科せられます。また、虚偽の申告をした方は、地方税法第385条の規定により、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されます。

※ 申告書の内容確認のため、事前連絡のうえ、実地調査を行う場合があります。

6 電子申告について

地方税ポータルシステム（eLTAX:エルタックス）を通じて、電子申告による提出も可能です。詳しくは下記ホームページ等をご覧ください。

※システム処理の都合上、前年度申告分から資産の減少がある場合は必ず種類別明細書（減少資産用）を添付して、どの資産が減少したか分かるように申告してください。

- eLTAX ホームページアドレス <http://www.eltax.lta.go.jp/>
- eLTAX ヘルプデスク 電話 0570-081459

【受付時間9:00～17:00（土日祝、年末年始を除く）】

※申告書を郵送される方で、受付印を押印した控用の返送を希望される場合は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

申告書を郵送する際には、このラベルを切り取って封筒に貼付してご利用ください。

〒768-8601
香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号
観音寺市 総務部 税務課 資産税係 行

記入例

令和 7 年度

償却資産種類別明細書（資料用）の所有者コードを記入してください。

※初めて申告される方は記載不要です。

償却資産申告書(償却資産課税台帳)

※ 所有者コード		
処理	市町	0 1 1 3 0 0 0
002	205	

受付印 令和 年 月 日
観音寺市長宛て

所 有 者	(ふりがな) 1 住所 かんおんじ さかもとちょう ① 観音寺市坂本町1-1-1 TEL() -	3 個人番号又は法人番号 ③	8 短縮耐用年数の承認 有・ <input type="radio"/> 無 ⑧
	(ふりがな) 2 氏名 かんおんじ じどうしゃ 株式会社 観音寺自動車 かんおんじ いちろう ② 代表取締役 観音寺一郎 (屋号)	4 事業種目 (資本等の金額) ④ 自動車の修理販売業 (10百万円)	9 増加償却の届出 有・ <input type="radio"/> 無 ⑨
		5 事業開始年 月 ⑤ 昭和50 年 7 月	11 課税標準の特例 有・ <input type="radio"/> 無 ⑪
		6 この申告に回答する者の係及び氏名 ⑥ 観音寺 一郎 TEL() -	12 特別償却又は圧縮記帳 有・ <input type="radio"/> 無 ⑫
		7 税理士等の氏名 ⑦ TEL() -	13 税務会計上の償却方法 <input checked="" type="radio"/> 定率法・ <input type="radio"/> 定額法 ⑬
			14 青色申告 <input checked="" type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無 ⑭

資産の種類	取得価額				15 観音寺市内における事業所等資産の所在地	16 借用資産 (有・無)	17 事業所用家屋の所有区分
	前年前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)	計((イ)-(ロ)+(ハ))(ニ)			
	十億 百万 千 円	①観音寺市 大野原町萩原〇〇〇番地	②観音寺市 坂本町1-1-1	③観音寺市			
1 構築物					⑮ ①観音寺市 大野原町萩原〇〇〇番地 ②観音寺市 坂本町1-1-1 ③観音寺市 貸主の名称等 ⑯	16 借用資産 (有・無)	17 事業所用家屋の所有区分 ⑰ <input checked="" type="radio"/> 自己所有・ <input type="radio"/> 借家
2 機械及び装置	前年前に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。	前年中に減少した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。	前年中に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。	(イ)-(ロ)+(ハ)で算出した取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。			
3 船舶							
4 航空機							
5 車両及び運搬具							
6 工具、器具及び備品							
7 合計							

資産の種類	評価額 (ホ)	決定価格 (ヘ)	課税標準額 (ト)	18 備考(添付書類等)
1 構築物				資産の増減のない方は、この欄に「異動なし」と記入して提出してください。 廃業、解散又は該当資産のない方は、この欄にその旨を記入して提出してください。
2 機械及び装置	評価額の合計額を資産の種類別に記載してください。新規・全資産の場合は、「評価額(ホ)」と種類別明細書(増加資産・全資産用)の「価額」の合計額と同じになります。			
3 船舶				
4 航空機				
5 車両及び運搬具				
6 工具、器具及び備品				
7 合計				

- ①電話番号を正確に記載し、ふりがなを付してください。ビル等に入居している場合は、ビルの名称、階数及び部屋番号を記載してください。
原則として主たる事務所等の所在地を記載してください。それ以外の事務所等で固定資産税に関する事務を行っている場合は、その事務所等の所在地を記載してください。
- ②氏名を記載し、ふりがなを付してください。所有者が法人の場合は、その名称及び代表者の氏名を記載してください。屋号があれば記載してください。
- ③番号法に係る個人番号又は法人番号を記載してください。提出の際には、番号確認及び本人確認のため、個人番号カードの写し等を添付してください。
マイナンバーの記載がない場合でも、有効なものとして受理します。本人確認ができない場合は、個人番号の記載がないものとして受理します。
- ④事業の種目を具体的に記載してください。(例 運送業、農業、自動車販売業等) 複数の事業を行う場合には、主要な事業種目を記載してください。
法人にあつては、資本金又は出資金等の金額も記載してください。
- ⑤個人の場合は事業を開始した年月を、法人の場合は当該法人の設立年月を記載してください。
- ⑥この申告について応答される方の係名、氏名及び電話番号を記載してください。
- ⑦経理を委託している税理士等の氏名及び電話番号を記載してください。
- ⑧法人税法施行令第 57 条第 1 項又は所得税法施行令第 130 条第 1 項の規定により、国税局長の承認を受けて耐用年数の短縮を行っている資産の有無について、該当する方を○で囲んでください。「有」の場合は、「承認通知書」の写しを添付してください。
- ⑨法人税法施行令第 60 条又は所得税法施行令第 133 条の規定により、税務署長に増加償却の届出を行っている資産の有無について、該当する方を○で囲んでください。「有」の場合は、「届出書」の写しを添付してください。
- ⑩非課税に該当する資産の有無について該当する方を○で囲んでください。非課税に該当する資産の価額等は、この申告に含めないでください。
- ⑪課税標準の特例に該当する資産の有無について、該当する方を○で囲んでください。
- ⑫租税特別措置法の規定による特別償却又は法人税法第 42 条から第 50 条までの規定による圧縮記帳（所得税法の規定による国庫補助金等の総収入金額不算入の場合を含む）の有無について、該当する方を○で囲んでください（償却資産の評価においては、特別償却及び圧縮記帳は認められていません。）。
- ⑬税務会計上の償却方法について、該当する方を○で囲んでください。
- ⑭法人税法又は所得税法の規定による青色申告の有無について、該当する方を○で囲んでください。
- ⑮観音寺市内における事業所等資産の所在地を記載してください。2 以上の事業所等資産の所在地がある場合には、それぞれの所在地名を記載し、その主たる番号を○で囲んでください。事業所等資産の所在地が 1 か所だけで、所在地が「1 住所（又は納税通知書の送付先）」と同一の場合には記載の必要はありません。
- ⑯借用資産の有無について該当する方を○で囲んでください。借用資産がある場合には貸主の名称等を記載してください。
- ⑰事業所用の家屋の所有区分について該当する方を○で囲んでください。

増加償却資産明細書の何枚目であるか
記入してください。

観音寺市

どちらかに○をつけてください。

令和 7 年度 種類別明細書 (増加資産・全資産用)

所有者コード		所有者名										3枚のうち						
処理 2	市町	(株) 観音寺自動車										1枚目						
行 番 号	資産 の 種 類	資産 コード	資産の名称等 <small>(漢字・平仮名・カタカナで左づめに記入してください。 入力できる文字数は20字で、「/」、「-」等は1字とします。)</small>	数 量	取得年月			取得価額 (イ)		耐用 年 数	減 価 残 存 率 (ロ)	価 額 (ハ)		課税標準の特例		課税標準額	増 加 事 由 (ニ)	摘 要 (ホ)
					年 号	年	月	十 億	百 万			千	円	十 億	百 万			
01	2		ハイキカ・ステスター	1	5	2	5	1	000	000	3	0.	732	000			3・4	
02	6		冷蔵庫	1	5	2	6	400	000	6	0.	336	000			3・4		
03											0.						1・2	3・4

- ① 「1 構築物」「2 機械及び装置」「3 船舶」「4 航空機」「5 車両及び運搬具」「6 工具・器具及び備品」の資産の種類に対応する1から6までの数字を記載してください。
- ②記載不要です。
- ③資産の名称及び規格等を記載してください。正しい漢字、ひらがな、カタカナで左づめに、「○、＼、-」は1字として20字以内で記載してください。
- ④資産の数量を記載してください。
- ⑤資産を実際に取得した年月を記載してください。年号は、「1 明治」、「2 大正」、「3 昭和」、「4 平成」、「5 令和」とし、それぞれの年号に対応する数字を記載してください。
- ⑥当該資産の取得価額を記載してください。「取得価額」は、償却資産を取得するために通常支出すべき金額（当該償却資産の引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費、その他当該償却資産を事業の用に供するために直接要した費用を含む。）を記入してください。
法人税法及び所得税法の規定による、いわゆる圧縮記帳については、償却資産の評価上認められておりませんので、当該圧縮額を含めた実際の取得金額を記載してください。
- ⑦減価償却資産の耐用年数に関する省令別表第1から第8まで（別表第3及び第4を除く）に掲げる耐用年数を記載してください。
中古資産について、見積耐用年数によっている場合はその耐用年数を、国税局長の承認を得て短縮耐用年数によっている場合はその耐用年数を記載してください。
- ⑧3 ページ3 の（4）価額の算出方法により計算した償却資産の価額を記載してください（本件の記載内容自体は例示ですのでご注意ください。）。
- ⑨ 「1 新品取得」「2 中古品取得」「3 移動による受入れ」「4 その他」のいずれかに○印をつけてください。
- ⑩課税標準額の特例が適用される償却資産は「特例」と記載し、その他価額の決定に必要な事項があれば、その内容を記載してください。例「申告もれ」

償却資産減価残存率表

耐用年数	減価残存率										
	前年中取得のもの Ⓐ	前年前取得のもの Ⓑ									
2	0.658	0.316	26	0.957	0.915	51	0.978	0.956	76	0.985	0.970
3	0.732	0.464	27	0.959	0.918	52	0.978	0.957	77	0.985	0.970
4	0.781	0.562	28	0.960	0.921	53	0.978	0.957	78	0.985	0.971
5	0.815	0.631	29	0.962	0.924	54	0.979	0.958	79	0.985	0.971
6	0.840	0.681	30	0.963	0.926	55	0.979	0.959	80	0.986	0.972
7	0.860	0.720	31	0.964	0.928	56	0.980	0.960	81	0.986	0.972
8	0.875	0.750	32	0.965	0.931	57	0.980	0.960	82	0.986	0.972
9	0.887	0.774	33	0.966	0.933	58	0.980	0.961	83	0.986	0.973
10	0.897	0.794	34	0.967	0.934	59	0.981	0.962	84	0.986	0.973
11	0.905	0.811	35	0.968	0.936	60	0.981	0.962	85	0.987	0.974
12	0.912	0.825	36	0.969	0.938	61	0.981	0.963	86	0.987	0.974
13	0.919	0.838	37	0.970	0.940	62	0.982	0.964	87	0.987	0.974
14	0.924	0.848	38	0.970	0.941	63	0.982	0.964	88	0.987	0.974
15	0.929	0.858	39	0.971	0.943	64	0.982	0.965	89	0.987	0.974
16	0.933	0.866	40	0.972	0.944	65	0.982	0.965	90	0.987	0.975
17	0.936	0.873	41	0.972	0.945	66	0.983	0.966	91	0.987	0.975
18	0.940	0.880	42	0.973	0.947	67	0.983	0.966	92	0.987	0.975
19	0.943	0.886	43	0.974	0.948	68	0.983	0.967	93	0.987	0.975
20	0.945	0.891	44	0.974	0.949	69	0.983	0.967	94	0.988	0.976
21	0.948	0.896	45	0.975	0.950	70	0.984	0.968	95	0.988	0.976
22	0.950	0.901	46	0.975	0.951	71	0.984	0.968	96	0.988	0.976
23	0.952	0.905	47	0.976	0.952	72	0.984	0.968	97	0.988	0.977
24	0.954	0.908	48	0.976	0.953	73	0.984	0.969	98	0.988	0.977
25	0.956	0.912	49	0.977	0.954	74	0.984	0.969	99	0.988	0.977
			50	0.977	0.955	75	0.985	0.970	100	0.988	0.977

(注)「前年中取得のものⒶ」の欄は、半年分の減価残存率を、「前年前取得のものⒷ」の欄は、1年分の減価残存率である。

※ 申告について不明な点がある場合、申告書類への記入方法がわからない場合、又は申告書類が不足する場合は、ご遠慮なくお申し出ください。